

北上地区消防組合消防本部告示第1号

北上地域メディカルコントロール協議会設置要綱（平成15年北上地区消防組合消防本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年8月17日

北上地区消防組合消防本部
消防長 鈴木和夫

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 行政機関関係者</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 北上地区消防組合</p> <p>(ア) 消防長</p> <p>(イ) 消防次長</p> <p>(ウ) 北上消防署長</p> <p>(エ) 西和賀消防署長</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 行政機関関係者</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 北上地区消防組合</p> <p>(ア) 消防長</p> <p>(イ) 消防次長</p> <p>(ウ) 北上消防署長</p> <p>(エ) 西和賀消防署長</p> <p><u>(オ) 救急救命士の代表者</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。